

70歳以上75歳未満の方の 高額療養費制度が一部変更されます

すべての方が安心して医療を受けられる社会を持続するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、70歳以上75歳未満の方の高額療養費限度額が、平成30年8月から一部変更されます。皆様のご理解をお願いいたします。

※低所得者Ⅰまたは低所得者Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、現役並み所得者Ⅰまたは現役並み所得者Ⅱの方は「限度額適用認定証」が必要となりますので、国保窓口にて申請をしてください。

平成30年7月まで

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【多数回該当：44,400円】
一般	14,000円（8月～翌年7月の年間 限度額144,000円）	57,600円【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月から

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	【多数回該当：140,100円】
現役並み 所得者Ⅱ	住民税課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	【多数回該当：93,000円】
現役並み 所得者Ⅰ	住民税課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	【多数回該当：44,400円】
一般		18,000円（8月～翌年7月の年間 限度額144,000円）	57,600円 【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

現役並み所得者：住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方

一般：住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方

低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰに該当しない方

低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

【お問い合わせ先】市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）

☎32・2113 / FAX35・0173

Mail: hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp